

第1号様式（庁議・部局連絡会議共通）

（令和4年1月26日 庁議）

		部等名	林政部
件名	「山梨県森林環境保全基金事業第3期計画」の策定について（協議）		
経緯	<p>○ 土砂災害の防止などの公益的機能を持つ森林を県民全体で守り育て、次の世代に引き継ぐために、平成24年度から森林環境税を導入し、5年を1期とする計画に基づき荒廃した民有林の間伐等の事業を実施している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 森林環境税の仕組み</p> <p>① 課税方式：県民税均等割超過課税方式</p> <p>② 対象者：県民税を納めている個人及び法人</p> <p>③ 税率：個人は500円、法人は均等割額の5%相当額</p> <p>※ 税収は、基金に積み立てて管理</p> </div> <p>○ 本年度、第2期計画が終了することから、第3期計画の策定作業を進めてきた。</p> <p>○ 策定経過</p> <p><b>【第2期計画の事業実績・効果の検証】</b></p> <p>令和3年 7月27日 第1回森林環境保全基金運営協議会の開催</p> <p><b>【第3期計画（素案）の取りまとめ】</b></p> <p>令和3年10月26日 第2回森林環境保全基金運営協議会の開催</p> <p>令和3年11月 1日 森林審議会の開催</p> <p style="padding-left: 40px;">10日 市町村担当者会議の開催</p> <p style="padding-left: 40px;">12日 県民説明会（峡南・富士東部）の開催</p> <p style="padding-left: 40px;">17日 県民説明会（峡東・中北）の開催</p> <p><b>【第3期計画（案）の取りまとめ】</b></p> <p>令和3年12月23日 第3回森林環境保全基金運営協議会の開催</p>		
内容	○ 「山梨県森林環境保全基金事業第3期計画」を別添のとおり策定し、県民に公表する。		

# 山梨県森林環境保全基金事業 第3期(R4年度～R8年度)計画の概要

## 1 基本施策

・土砂災害の防止などの公益的機能を持つ森林を県民全体で守り育て、次の世代に引き継ぐため、次の3つの基本施策に基づき事業を推進

多様な公益的機能の  
維持・増進を図る森づくり

木材・木質バイオマスの  
利用促進

社会全体で  
支える仕組み

## 2 第1期・第2期事業の成果

### 3つの基本施策に基づく事業展開により一定の成果

基本施策及び基金事業	単位	第1期 (実績)	第2期		計 (実績)
			計画	実績見込み	
<b>(1) 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり</b>					
荒廃した人工林の間伐による針広混交林への誘導	ha	3,911	3,850	3,364 [87%]	7,275
荒廃した里山林における不用木や侵入竹の除去・集積	ha	503	500	544 [109%]	1,047
森林の状態に回復していない林地における広葉樹植栽	ha	78	40	39 [98%]	117
<b>(2) 木材・木質バイオマスの利用促進</b>					
学校施設等における県産材学習用備品の導入支援	組	768	470	715 [152%]	1,483
<b>(3) 社会全体で支える仕組み(主なもの)</b>					
教育機関等が実施する森林体験活動に対する助成	機関	68	70	69 [99%]	137
森林整備現場見学会の開催	年2回開催				
情報誌の発行	年1回20,000部(役場や金融機関等に配置)				

### ○ 本県の民有林の状況

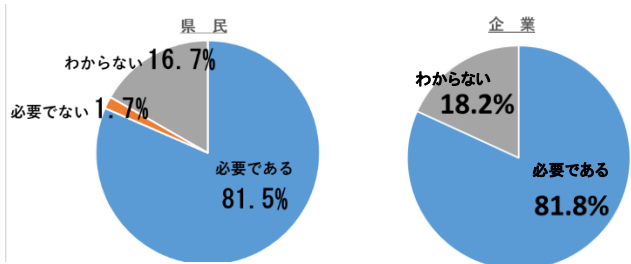
・依然として多くの荒廃森林が存在し、森林所有者の自助努力だけではその解消が厳しい状況

### ○ 県民の意見

・県民と企業を対象に、森林環境税に関するアンケート調査を実施(R3年2月実施)  
→ 税事業の必要性、制度の継続について、概ね県民の理解は得られていると推測される結果

#### ① 事業の継続

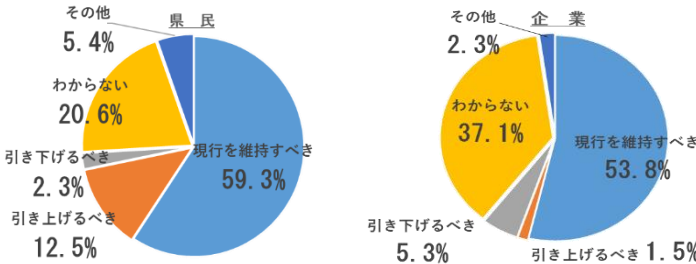
問) R4年度以降について、県税を活用した荒廃森林の整備を必要とお考えですか。



県民、企業ともに約82%が県税を用いた事業の継続が必要と回答

#### ② 負担額

問) 今後も森林環境税を継続する場合、あなたはどの程度の負担が必要とお考えですか。



県税の負担額について、「引き上げるべき」との意見もあるが、**県民の約59%、企業の約54%**が「現行を維持すべき」と回答

### ○ 森林・林業を取り巻く情勢の変化

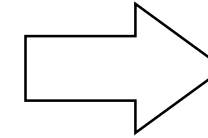
・令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始され、市町村は森林整備のほか、木材利用促進や普及啓発(例:森林体験活動)等の事業実施に活用  
・国の2050年カーボンニュートラル宣言により、木質バイオマス資源の活用や森林吸収源対策としての間伐・再生林の重要性が増大

## 3 第3期計画で取り組む事業

### (1) 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

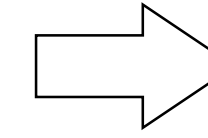
#### ① 荒廃森林再生事業(継続)

荒廃した人工林の間伐による針広混交林への誘導 [第3期計画:3,460ha]



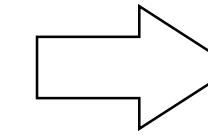
#### ② 里山再生事業(継続)

荒廃した里山林における不用木や侵入竹の除去・集積 [第3期計画:500ha]



#### ③ 広葉樹の森づくり推進事業(継続)

森林の状態に回復していない林地における広葉樹植栽 [第3期計画:30ha]



※ 引き続き、協定により森林所有者の行為(転用等)を一定期間制限

### (2) 木材・木質バイオマスの利用促進

#### 未利用材活用促進事業(新規)

林地内に残されている未利用材(伐採時などに発生する末木枝条・ナラ枯れ被害木など)の運搬経費を助成し、バイオマス資源としての利用を促進 [第3期計画:18.5千m<sup>3</sup>]

### (3) 社会全体で支える仕組み

#### ① 県民参加の森林づくり推進事業(拡充)

- ・森林整備現場見学会の開催
- ・PR看板の設置
- ・森林環境税を活用した事業に係る情報誌の発行・配置に加え、新たに自治会回覧を実施
- ・事業の取り組みをPRする動画をYouTube等で新たに発信



現場見学会

#### ② 森林環境保全基金運営協議会開催費(継続)

- ・山梨県森林環境保全基金運営協議会の開催
- ・事業効果を検証するためのモニタリング調査の実施



基金運営協議会の開催